

由利本荘市中小企業融資あっせん制度

新型コロナウイルス感染症対策特別資金（小口）

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している
小規模企業者に対し、融資額500万円までは市が全額利子補給します



○対象となる方

- 市内に1年以上住所または事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を完納している中小企業者または小規模企業者（※注）で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方。

（※注）小規模企業者：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社、個人及び組合

○資金の用途

- ・運転資金

○融資の条件

借入限度額	期 間	利 率	返済方法	保証人
2,000万円 (通常分と同枠)	7年以内	年1.75%	割賦又は一括償還	原則として法人の場合は代表者のみ、個人事業者は不要

○利子補給

- ・500万円までの融資に対し、その利子分を市が全額負担いたします。
また、500万円超過分については、年率0.4%の利子補給を市が取扱金融機関に対し行います。

○保証料

- ・全額市が負担します

○申込手続（取扱窓口）

- ・下記の市内金融機関にご相談下さい
秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、山形銀行、きらやか銀行の各支店

○お問い合わせ先

- ・由利本荘市商工観光部商工振興課24-6372
及び各総合支所産業課
- | | |
|----------------|---------------|
| 矢島総合支所55-4953 | 岩城総合支所73-2014 |
| 由利総合支所53-2114 | 大内総合支所65-2216 |
| 東由利総合支所69-2116 | 西目総合支所33-4615 |
| 鳥海総合支所57-2205 | |